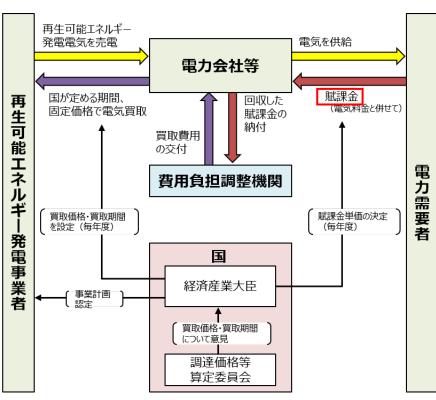
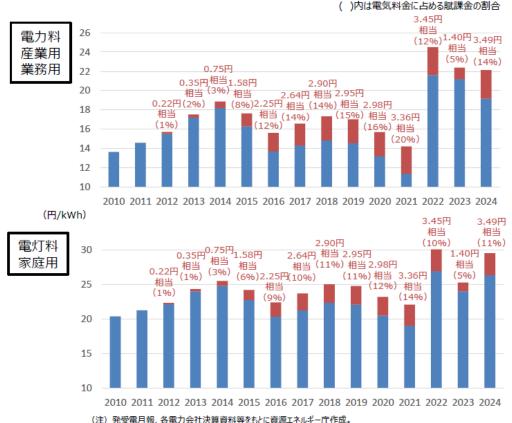
Ⅱ-7. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (Feed in Tariff)

- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買いとることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気を利用している消費者から「再エネ賦課金」という形で広く集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。
- 電気料金に占める賦課金割合は、2024年度実績では、産業用・業務用14%、家庭用11%。

〇 FITの基本的な仕組み



(円/kWh) <旧一般電気事業者の電気料金平均単価と賦課金の推移>



グラフのデータには消費税を含まないが、併記している賦課金相当額には消費税を含む。 なお、電力平均単価のグラフでは再エネ賦課金減免分を機械的に試算・控除の上で賦課金額の幅を図示。 18

Ⅱ-8. バイオマス発電の導入状況

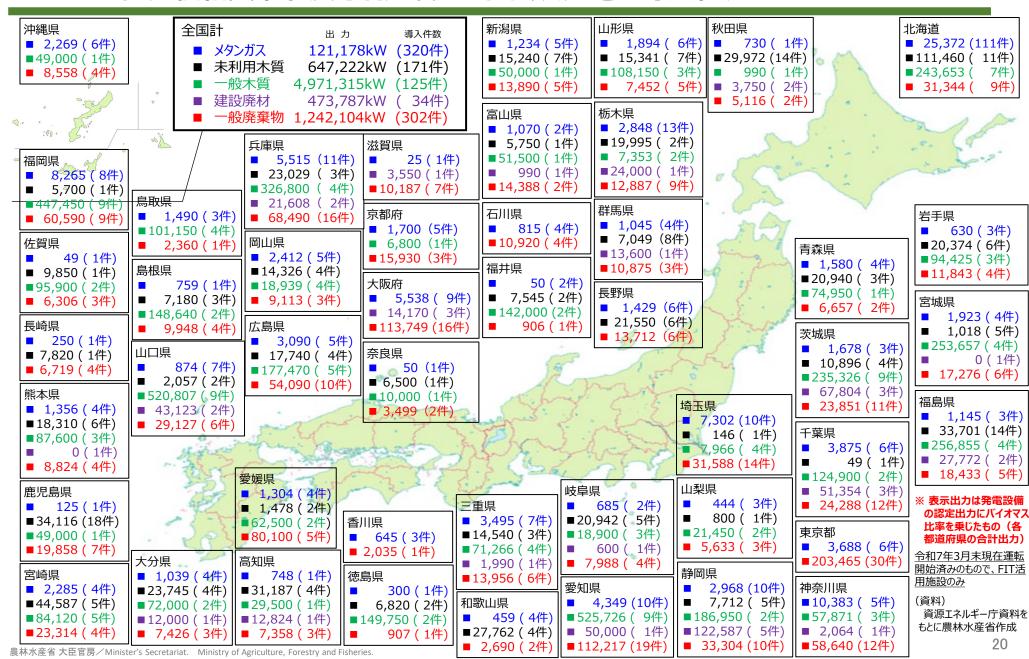
- 固定価格買取制度を活用したバイオマス発電については、令和7年3月末において約611万kWが運転を開始済。RPS制度のもとで導入された発電設備の設備容量を合わせると約842万kWが稼動。
- バイオマス発電の固定価格買取制度による買取電力量は、令和6年度で約284億kWh。

令和7年3月末におけるバイオマス発電の導入状況

単位:千kW	RPS	FIT設備導入量 ※()はRPSからFITへの移行を含む												合計	FIT制度 に基づく 認定容量
	~ H24.6	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		H24.7~ R7.3
メタン発酵ガス (バイオマス由来)	14.7	3.2	6.0	7.4	11.5	12.6	12.3	10.7	8.3	9.8	6.6	11.0	11.0	110.1	157.2
		(3.2)	(17.2)	(7.4)	(10.4)	(12.2)	(13.0)	(11.2)	(8.3)	(9.8)	(6.6)	(11.0)	(11.0)	(121.2)	
間伐材由来の 木質バイオマス	14.5	12.9	55.9	137.9	90.1	29.1	47.3	12.3	42.1	37.7	39.6	38.5	69.0	612.5	808.5
		(12.9)	(65.5)	(137.4)	(90.1)	(29.1)	(51.6)	(17.6)	(42.1)	(37.7)	(39.6)	(54.6)	(69.0)	(647.2)	
一般木質バイオ マス 農作物残渣	163.4	29.8	11.8	96.1	191.9	332.8	344.2	358.5	298.0	581.9	1,252.2	377.9	776.7	4,651.8	6,516.4
		(29.8)	(85.6)	(96.1)	(191.9)	(332.8)	(394.7)	(435.9)	(402.3)	(571.4)	(1247.9)	(301.2)	(881.7)	(4971.3)	
建設資材廃棄物	439.8	0.3	3.5	5.4	0.0	3.8	▲1.8	74.4	0.0	0.0	▲1.2	50.0	0.0	134.5	190.9
		(0.3)	(335.5)	(5.4)	(0.0)	(4.4)	(9.7)	(116.6)	(0.2)	(0.0)	(▲33.3)	(35.1)	(0.0)	(473.8)	
一般廃棄物 その他の バイオマス	1,681.4	76.2	24.3	47.1	39.5	30.6	46.2	34.2	104.9	46.0	13.5	101.9	38.8	603.1	741.4
		(76.2)	(730.5)	(42.8)	(35.7)	(9.4)	(69.4)	(22.9)	(113.9)	(44.3)	(1 25.8)	(82.4)	(40.4)	(1242.1)	
計	2,313.8	122.4	101.5	293.9	333.0	408.9	448.2	490.1	453.3	675.4	1,310.7	579.2	895.5	8,425.9	8,414.5
			6,112.1												

- (注)・経済産業省資源エネルギー庁の固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト(https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary)の公表データを基に整理。
 - ・四捨五入により合計値が合わない場合がある。
 - ・設備認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。

Ⅱ-9. 固定価格買取制度を活用したバイオマス発電の導入状況



Ⅱ-10. 木質バイオマスの利用拡大

- 木質バイオマスのエネルギー利用は、林業の活性化や地域の雇用創出に寄与するとともに、エネルギー自給率や 災害時のレジリエンスの向上、二酸化炭素の排出削減等にも貢献。
- 木質バイオマスは、主にチップ、ペレット、薪の形で発電やボイラー用の燃料として利用。

木質バイオマス発電施設導入件数の推移

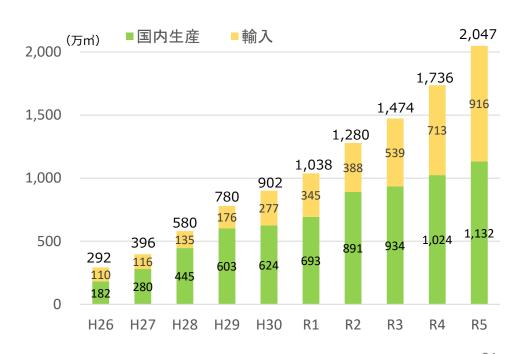
平成24年のFIT制度導入後、木質バイオマス発電施設が全国各地で稼動。近年は、小規模の発電施設(2,000kW未満の間伐材等由来)の割合が増加。

■建設資材廃棄物 一般木質・農作物残さ ■間伐材等由来(2,000kW未満) ■間伐材等由来(2,000kW以上) 285 113 200 183 151 132 114 100 61 H27.3 H28.3 H29.3 H30.3 H31.3 R2.3 R3.3 R4.3 R5.3 R6.3

注1:FIT/FIPの導入件数である。 注2:RPSからの移行認定分を含まない。

燃料材の利用量の推移

木質バイオマス発電所の増加等により、燃料材として利用される木質バイオマスの量は年々増加。



Ⅱ-11. バイオマスマテリアル産業の状況

- 地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題が注目される中、バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進などを図 るため、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月 関係大臣決裁)を策定。
- 燃料や熱利用に限らず、バイオマス製品としてのマテリアル利用が加速しており、市場規模の成長が期待される。 バイオマスマークの認定商品数は約2,100 件(令和7年10月時点)にのぼり、包装資材や日用品などバイオマス素材を使う製品は広がりを見せている。
- また、令和2年7月からは、プラスチック製買物袋のレジ袋有料化の義務化が開始されるが、バイオマス素材の配合率が25%以上のものなど一定の環境性 能が認められるものは対象外となっている。

識別表示制度



【マーク名】バイオマスマーク 【認定団体】(一社)日本有機資源協会 【認定対象】植物等のバイオマスを10%以上含 む製品。プラスチック類をはじめとし印刷インキ、洗 剤、繊維製品、バイオ燃料等多岐に渡る。 (マーク右下の数値(25)は、マークを付与した商品の乾燥重量に 占めるバイオマス原料の乾燥重量の割合(バイオマス度)を示す。)

【マーク名】バイオマスプラマーク

【認定団体】日本バイオプラスチック協会

【認定対象】協会が定める基準に適合するバイオ マスプラスチックの製品。プラスチックに特化している。



(マーク右下の数値(25)は、原材料、製品に含まれるバイオマ スプラスチック組成中のバイオマス由来成分の全体に対する質量比(%) (バイオマスプラスチック度)を示す。ISO16620-3に準拠。)

バイオマス製品例





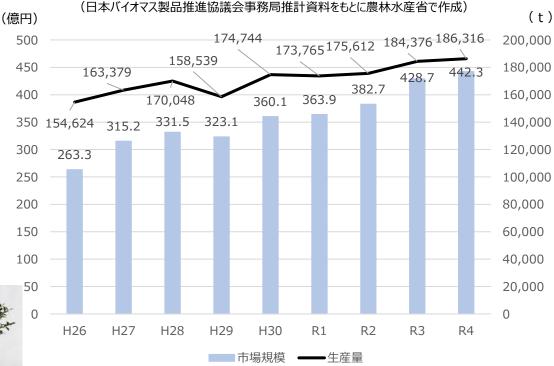






育苗ポット

バイオマス製品の生産量と市場規模の推移



注) 生産量に計上している一部の樹脂は市場規模に含まれていない。

ボタン

蓄冷材

食器

Ⅱ-12. 下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた関係者の役割と取組の方向性

取組の方向性

肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、**農林水産省、国土交通省、農業分野、下水** 道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下 水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。

目標

2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用 割合を40%へ(令和4年12月27日 食料安全保障強化政策大綱決定)

自治体(下水道事業者(下水道部局))

〇安全安心かつ肥料製造業者や農業者のニーズに応じた品質の肥料原料の 供給に取り組む。

- ◆ 下水汚泥資源を活用した肥料利用 の検討・生産体制の確保
- ◆ 適切な重金属モニタリング、成分分析による安全・安心な汚泥資源の供給
- ◆ 定期的な検査状況等の情報公開など下水汚泥資源の透明性の向上
- ◆ 自治体の農政部局との連携

自治体 (農政部局)

〇地域特性に応じて、下水汚泥資源の 肥料利用の拡大に取り組む。

- ◆ 農業者・JA等との連携による、地域 や下水道の特性、肥料需要に応じた 取組の推進
- ◆ 自治体の下水道部局との連携

消費者の理解促進

玉

〇関係者の取組支援、ネットワーク化等により 下水汚泥資源を活用した肥料の需要・供給拡 大に取り組む。

- ◆ 農業者や肥料製造業者が安心して活用できる下水汚泥資源の供給の促進
- ◆ 下水汚泥資源を活用した肥料に対する農業者・消費者への理解促進・PR手法の工夫
- ◆ 下水道事業者、肥料製造業者、農業者 のマッチングによる流通経路の確保
- ◆ 試験栽培、栽培指導等による営農技術の 確立と普及促進
- ◆ 肥料成分を保証可能な新たな公定規格の設定
- ◆ リン回収の採算性向上や生産量の確保に 向けた技術開発

農業者·JA等

〇地域特性に応じて、下水汚泥資源の 肥料利用の拡大に取り組む。

◆ 自治体等との連携による、地域や 下水道の特性、肥料需要に応じた 取組の推進

肥料製造業者(メーカー)

〇安全性・品質が確保された下水汚 泥資源を原料として、農業者のニーズ に応じた肥料の製造に取り組む。

- ◆ 農業者が使いやすい肥料の実用 化
- ◆ 肥料製造設備の整備

Ⅱ-13. 農林漁業バイオ燃料法

目的

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置 を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利 用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健 全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与する。

対象となる取組の例

未利用バイオマス(間伐材、稲わら)

廃棄物系バイオマス(家畜排せつ物)

資源作物

(糖質資源、油脂資源、でん粉質資源)

バイオエタノール

バイオディーゼル燃料

木質固形燃料(ペレット等)

メタンガス

木炭・木質バイオマスガス

認定による支援措置

- 固定資産税の減免措置の特例(生産製造連携事業計画のみ対象)
 - → バイオ燃料製造設備に係る課税標準となるべき価格を、3年間()内の率を掛けた額とする 対象: バイオエタノール(2/3)、バイオディーゼル※1(2/3)、木質固形燃料※2(3/4)、 ガス (メタン、木質) (1/2)
 - ※1 中小事業者等が取得したものに限定。
 - ※2 中小事業者等及び農業協同組合等が取得したものに限定。
- 農業改良資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金の特例
 - → 償還期間が最大2年間延長
- 中小企業投資育成株式会社法の特例
 - → 株式等の引受対象が拡大
- 産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証業務の特例

生産製造連携事業計画の認定実績件数

- → 製造施設 (産業廃棄物) 整備に必要な資金への債務保証
- 品種登録の出願料及び登録料の特例(研究開発事業計画のみ対象)
 - → 出願料及び登録料(第1年から第6年まで)を軽減

事業計画の作成から認定まで

生産製造連携事業計画

コスト低減を図り、原料生産及びバイオ燃料 製造の自立的かつ安定的な取組を目指す。

農林漁業者とバイオ燃料製造業 者が共同で、目標、事業内容、資 金計画等の計画を作成

主務大臣に申請

研究開発事業計画

新作物開発、牛産・製造コスト低減、 品質向上等に資する研究を目指す。

研究開発事業者(民間事業者、大 学、地方公共団体等)が、目標、事 業内容、資金計画等の計画を作成

主務大臣に申請

審查

認定

主務大臣は、農林水産大臣、 経済産業大臣、環境大臣。 ただし、環境大臣への申請は、 廃棄物処理に該当する措置を含 審查

認定

ガス(木質バイオマス) ガス(水素) バイオエタノール 36件 家畜排せつ物等の 22 原料利用が最多 木質ペレット メタンガス (令和7年9月時点)

農林水産省 大臣官房/Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

む場合のみ。